

福井県知事  
西川 一誠 様

## 美浜 3号の起動延期を関西電力に要請して下さい 関西電力の「データ改ざん体質」が根本的になくなるまで、 美浜 3号の運転再開を認めないで下さい

若狭連帯行動ネットワーク

関西電力は昨年末の12月21日、美浜 3号を1月10日再起動し、翌日調整運転（事実上の営業運転）に入り、2月上旬に総合負荷調整検査を行うと発表し、貴職へも報告しています。関西電力は、遺族の「深い悲しみやつらい気持ちは、未来永劫ぬぐい去れるものではない」としながら、また、気持の整理がしていない遺族がいる」ことを認識しながら、5名もの人命を奪った美浜 3号を「建設当初30年と自ら地元で説明していた寿命」を超えて運転しようとしています。今回の再起動は遺族の心を踏みにじる見切り発車であることは明らかです。

1999年のJCO事故では2名の作業員が亡くなり、事故施設が閉鎖・撤去され、会社もなくなりました。美浜 3号事故でも11名の死傷者を出し、しかも、美浜 3号は建設当初に表明した30年の寿命をすでに過ぎているわけですから、貴職は美浜 3号をこのまま閉鎖し、美浜 3号自体を「二度と事故を繰り返さないための追悼記念碑」として保存すべきだと私たちは考えます。それが遺族の心を少しでも和らげ、本当に事故を反省した企業のとるべき誠意ある行為ではないかと私たちは考えます。

同じ12月21日、経済産業省は関西電力に対し、「水力発電設備のデータ改ざん及び無届工事について、その事実関係、根本的な原因究明及び再発防止策について、1月24日までに報告するよう指示」しました。関西電力によるダム堆砂率データの改ざんは堆砂率を大きめに修正するものであり、実害がなかったとはいえ、品質保証の根幹に係るデータ改ざんが1930年から長期間ごく普通に行われ続けたという事態は極めて深刻です。しかも、美浜 3号事故の前後においてもなお全く変わらずデータ改ざんが続いていたという事実は、美浜 3号事故後の品質保証システムの全社的変革」が掛け声倒れに終わっていたことを十二分に示しています。なぜ全社的変革が徹底されなかったのか、その根本原因が徹底的に解明され、これに対する対策が徹底してとられない限り、同様の事態が随所で発生するでしょうし、原発の安全に係る品質保証システムも欠陥があると言わざるを得ません。このことだけをもってしても、美浜 3号の再起動は今許されるべきではないと私たちは考えます。少なくともデータ改ざんに関し、関西電力が1月24日までに経済産業省へ提出する報告書の中で、関西電力が美浜 3号事故以降の品質保証システム確立に向けて全社的取り組みを展開していたまさにその時期に依然として、なぜデータ改ざんが行われ続けたのか、その根本原因を明らかにし、抜本的な対策が完全にとられるまで美浜 3号の再起動は延期すべきだと私たちは考えます。

また、その1週間前の12月14日には、大飯 3・4号で、1998年5月～2004年10月の間、海水温度上昇を小さく見せかけるための温度計の操作（温度データの改ざん）をしていたことが発覚しました。これは海水温度上昇を7度以下に抑える目標を達成するためにデータを改ざんしたもので、極めて悪質です。しかも、業務連絡文書で改ざんが指示されていたのです。それが技術課長の一存でなされたのか、より上層部の判断を受けたものなのか、今のところ不明です。筑後康雄・県安全環境部長は即刻、関西電力を呼びつけ、厳重注意処分を行い、「今回の対処方法は基本を逸脱しており、品質保証上も決して見過ごすわけにはいかない。意図的に数値を操作していることが認められ、安全運転の認識が欠如していると受け止められても仕方がない。協力会社を含めて研修を徹底してほしい」と指導しました。また、同日開かれた県議会環境・エネルギー対策特別委員会で筑後部長は「原因の究明と再発防止対策の徹底を求めたい」と述べ、議員からも「安全安心の根底にかかわる問題なので、県は厳正に対処して欲しい」との要請が出ています。データ改ざんは2004年10月の定期検査で補正されましたが、この補正は測定基準点を正すための通常の計器校正ではなく「改ざんされた測量プログラムの修正」であり、そのときにすでに改ざんの実態が明らかになっていたのは

ずです。なぜ、このことがすぐに公表されず、2年間も隠ぺいされたのか、関西電力のデータ改ざんと隠ぺいの体質が根底から問われています。

貴職は筑後部長を通して「原因の究明と再発防止対策の徹底」を議会で約束したのですから、即刻関西電力に求めて下さい。少なくとも、この再発防止対策が徹底されるまでの間、美浜3号の再起動は延期すべきだと私たちは考えます。なぜなら、美浜3号事故直後の品質保証システム確立の全社的な取り組みの最中でも、社内でデータ改ざんが継続され、温度計が修正された時点でデータ改ざんの実態を認識しながら2年以上これを隠ぺいし続けたのですから、今回発覚したような文書によるデータ改ざんだけでなく口頭による証拠の残らない形でのデータ改ざんが行われた可能性もあります。これについて、関西電力は個々の事実が発覚するたびに、事後的に対処していますが、品質保証システム確立の全社的な取り組みが不十分であり、システムそのものに重大な欠陥があると私たちは考えます。

さらに、12月15日の新聞報道では、福井県警が年明けにも関西電力社員数名を業務上過失致死傷容疑で立件する方針を固めたと伝えられています。この県警の捜査が一因となっているのかも知れませんが、関西電力は事故原因に係る核心的な部分について事実関係を依然として曖昧にしています。県警による立件を通して司法の場で関西電力の法的責任が裁かれ、いよいよ美浜事故の真実が明らかにされようとしています。関西電力が、自ら定めた二次系配管の減肉管理指針を日本アームに遵守させず自らも遵守していなかった」という事実および「破断した当該配管が28年間点検漏れであることは、事故の1年4ヵ月前に日本アームが発見しながら、また、関西電力も事故の1～2週間前またはそれ以上前に発見しながら放置した」という事実はすでに明らかにされています。これらの事実に加えて、私たちは「関西電力が点検漏れを発見した際、当該配管の余寿命が大幅なマイナスになっていて即刻の停止による点検が必要かも知れないと認識しながら放置し、事故を招いたのではないかと疑っています。この点を含め、美浜3号事故に係る関西電力社内の組織的な関与＝品質保証システムの重大欠陥が司法の場で明らかにされた場合、関西電力のトップだけでなく、度重なるデータ改ざんを通して品質保証システムの重大欠陥が未解決である可能性を認識しながら美浜3号の再起動を認めた貴職も行政の長として責任が問われるのは必定です。

このように現時点での美浜3号の再起動は、関西電力の品質保証システムの重大な欠陥を看過するか否かという非常に大きな問題を抱えています。今、貴職が美浜3号の再起動を認めることは、福井県民にとって、また、貴職にとっても重大な禍根を残すことになるかと私たちは憂慮しています。そこで、私たちは緊急に以下のことを要請します。

1. 関西電力に対し、美浜3号の再起動を行う前に、「水力発電設備のデータ改ざん及び無届工事に関する事実関係と根本的な原因究明及び再発防止策」について経済産業省へ報告するとともに貴職へも詳しく報告するよう求めてください。また、経済産業省から同報告に対する了承が得られ、再発防止策が完全に実施されるまで美浜3号の再起動を延期するよう関西電力に要請して下さい。
2. 大飯3・4号の海水温度データ改ざん問題について、「原因の究明と再発防止対策の徹底」を関西電力に求め、再発防止策が完全に実施されるまで美浜3号の再起動を延期するよう関西電力に要請して下さい。
3. 福井県警が美浜3号事故に関し、関西電力社員数名を業務上過失致死傷容疑で立件するとみられることから、品質保証システムに係る重大問題が司法の場で明らかにされる可能性があります。司法の裁きが確定するまで美浜3号の再起動を見合わせるよう関西電力に要請して下さい。

以上

別紙：

1. 関西電力社長宛「美浜3号の運転を再開しないで下さい 緊急申し入れ」(2006年12月27日)
2. 関西電力社長宛「美浜3号事故に関する福井県警の年明け立件方針と美浜3号1月10日起動に関する緊急公開質問状」(2006年12月27日)